

# 豊川市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月30日

令和5年1月31日変更

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方 策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分 別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分 別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

やすらぎのある衣・食・住環境を実現し、快適でうるおいのある生活環境基盤を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を構築していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成29年に豊川市資源化施設が完成、供用開始され、資源のリサイクルに向けて本格的に取り組みを行っているが、埋立地最終処分場の残余容量も年々少なくなっている中、焼却ごみ等の広域化への対応などの課題もある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却処分量の削減や最終処分場の延命化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものとする。

## 2 基本的方向

市民、事業者、行政の協働による4R推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、紙製容器包装はその他として雑誌等と一緒に収集、資源化しており、この体制を今後も継続する。

また、プラスチック製容器包装のうち、この計画期間中の分別収集の対象品目とするのは、白色トレイのみとする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,295	5,161	5,030	4,907	4,789

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要となる。

### ・環境学習、啓発活動の充実

- ① 家庭で取り組むごみの減量・リサイクルの実践に向け、子ども向け講座を開催する。
- ② ごみの発生量、分別、処理方法などを説明した副読本を作成し、環境教育に用いる教材を提供する。
- ③ ごみ処理施設、資源化施設の見学を通じ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用について考え、行動するきっかけの場を提供する。

### ・レジ袋削減に関する取り組みの推進

レジ袋の削減を図るため、マイバッグの配布を実施するなど、マイバッグ運動を推進する。

### ・販売店における容器の回収事業支援

回収実施店舗と回収品目、出し方のマナーを消費者に案内するなど、販売店での容器回収の取り組みの支援を図る。

### ・有価物回収事業補助金制度の実施

有価物回収事業補助金制度の充実を図り、市民団体による有価物回収を促進する。

- ・ 容器包装の簡素化の促進  
レジ袋や使い捨て紙袋、過剰包装の抑制に取り組む事業者の支援を図る。
- ・ ごみ減量・リサイクルに取り組む市民団体の活動支援  
ごみ減量・リサイクル活動に取り組む市民団体の活動に積極的な支援を行うとともに、広くその内容を周知することにより運動の輪を広げていく。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市において資源として分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属・缶類
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス製の容器 ・ 茶色のガラス製の容器 ・ その他のガラス製の容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（牛乳パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（雑誌等、法対象外）

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ （その他プラスチック製容器包装は収集計画なし）

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：t）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	314		312		309		306		303	
主としてアルミ製の容器	246		243		241		239		237	
無色のガラス製容器	(合計) 414		(合計) 414		(合計) 413		(合計) 414		(合計) 414	
	(引渡) 414	(独自) 0	(引渡) 414	(独自) 0	(引渡) 413	(独自) 0	(引渡) 414	(独自) 0	(引渡) 414	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 353		(合計) 354		(合計) 353		(合計) 353		(合計) 354	
	(引渡) 353	(独自) 0	(引渡) 354	(独自) 0	(引渡) 353	(独自) 0	(引渡) 353	(独自) 0	(引渡) 354	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 209		(合計) 209		(合計) 209		(合計) 209		(合計) 209	
	(引渡) 209	(独自) 0	(引渡) 209	(独自) 0	(引渡) 209	(独自) 0	(引渡) 209	(独自) 0	(引渡) 209	(独自) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	39		37		36		35		33	
主として段ボール製の容器	1,473		1,410		1,349		1,291		1,236	

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 652		(合計) 655		(合計) 658		(合計) 660		(合計) 663	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	652	0	655	0	658	0	660	0	663
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 21		(合計) 21		(合計) 21		(合計) 21		(合計) 20	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	20
(うち白色トレイ)	(合計) 21		(合計) 21		(合計) 21		(合計) 21		(合計) 20	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	20

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和2年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

なお、推計人口及び人口変動率は、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
183,753人 (対前年度比) -0.220%	183,349人 (対前年度比) -0.220%	182,945人 (対前年度比) -0.220%	182,543人 (対前年度比) -0.220%	182,141人 (対前年度比) -0.220%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制（豊川市及びその委託を受けて収集を行う者により実施）を継続する。

### 【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	金属・缶類	市による 定期収集  及び 排出者自ら 指定場所持込	豊川市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類 (牛乳パック)		
	段ボール	紙類 (段ボール)		
	その他の紙製容器包装	紙類 (雑誌類)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	豊川市	
	白色トレイ	白色トレイ		

上記のほか、市民団体等の行う有価物回収事業や商店の店頭回収などによるものは、直接業者が資源化を行い、市が関与しない収集、処理であるため、その数量については本計画から除くものとする。



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	金属・缶類	プラスチック コンテナ	2 t トラック	豊川市資源化 施設 (選別、減容、保管)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	2 t トラック	
茶色ガラス製容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙類 (牛乳パック)	紐で縛る	トラック  パッカー車	
段ボール	紙類 (段ボール)			
その他の紙製容器 包装	紙類 (雑誌等)			
ペットボトル	ペットボトル	網袋	2 t トラック	豊川市処理セ ンター (選別、減容、保管)
その他のプラス チック製容器包装	白色トレイ	網袋		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・分別の徹底

町内会の協力を得てごみ分別説明会の開催や、ごみステーションの立ち番を実施し、分別の徹底を図る。

- ・その他プラスチック製容器包装の分別収集については、清掃工場の更新など新たな施設整備及び資源化推進とも合わせて、実施について検討を行う。